

東京都北区訪問看護師雇用支援事業補助金交付要綱

6北康健第2108号

令和6年9月7日 区長決裁

6北康健第3484号

令和7年3月25日 区長決裁

8北康健第1055号

令和8年4月6日 区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、訪問看護ステーションに対し人材の育成、確保及び事業所定着を図るための支援をすることにより、区内の訪問看護ステーションの体制充実を図り、もって在宅療養支援体制の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 訪問看護 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第4項に規定する訪問看護
- (2) 訪問看護ステーション 法第41条第1項本文の指定を受けた者が、訪問看護を行う事業所（法第71条に規定する指定居宅サービス事業者の特例に基づく指定による事業所を除く。）

(補助対象事業)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下、第9条第3号ア及び第14号を除き「補助金」という。）の交付は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 区内の訪問看護ステーションにおいて訪問看護師を新規で雇用育成する事業
- (2) 区内において訪問看護ステーションを新規に開設する事業

(補助対象事業者)

第4条 この要綱による補助は、次の要件を満たす事業者に対して行うものとする。

- (1) 事業所に関する要件
 - ア 対象となる訪問看護ステーションの主たる事業所若しくはその出張所が区内に所在しており、かつ、法第41条第1項本文の指定を受けている

こと。

イ 対象となる訪問看護ステーションに実地指導等で指摘があった場合は、その改善状況報告書が提出され、改善が確認されていること。

ウ この要綱に基づく対象経費について、本補助金の交付後1年以上を経過していること。

(2) 運営体制等に関する要件

ア 管理者又は指導者の訪問看護経験が5年以上であること。

イ 訪問看護経験が豊富な常勤の看護職を指導者として充てること。

ウ 研修、カンファレンス、健康診断等を実施していること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金は、次に掲げる方法により算出された額を区の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(1) 別表第3欄に定める基準額に基づき算出された額と対象経費の実支出額それぞれから寄付金その他の仕入れ額を控除した額のうち、いずれか少ない額を選定する。

(2) 前号により選出された額の合計に、別表第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに、東京都北区訪問看護師雇用支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)及び事業実施計画書(別記第1号様式の2)を区長に提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第8条 区長は、前条の規定による交付申請(以下「交付申請」という。)があったときは、申請書、事業実施計画書及び関係書類等の審査を行い、適当と認める場合は次条の条件を付して補助金の交付を決定し、東京都北区訪問看護師雇用支援事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた者(以下「補助事業

者」という。)に通知する。

- 2 補助金の適正な交付を行うため、必要があるときは、区長は補助事業者に対し、資料の提出、申請書類等の修正を求めることができる。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

(1) 承認事項

補助事業者は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、アに掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りでない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、あらかじめその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 他の補助金との重複禁止等

ア この要綱に基づく補助金と対象経費を重複して、国及び東京都並びに民間の補助金の交付を受けてはならない。

イ 交付申請を行った同一の補助事業者に対する補助金の交付は、同一年度内で1回に限るものとする。

ウ 第3条各号の事業に係る重複申請は、することができない。

(4) 関係書類の管理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(5) 事情変更による交付決定の取消し等

区長は、交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(6) 補助事業の完了の時期

補助事業者は、補助事業を交付決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

(7) 状況報告

補助事業者は、補助事業の進捗状況について、定期的に報告しなければならない。

(8) 補助事業の遂行命令

ア 区長は、この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行することを命じることができる。

イ 区長は、補助事業者がアの命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命じることができる。

(9) 是正のための措置

ア 区長は、第12条の規定による調査の結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を取るべきことを命じることができる。

イ 補助事業者は、アの命令により必要な措置をした場合は、第11条の規定による実績報告を行わなければならない。

(10) 補助事業者の義務違反に基づく交付決定の取消し

ア 区長は、第1号イの補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令にもとづく命令又は要綱に違反したとき。

(エ) 交付決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

イ アの規定は、第12条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

ウ 前条の規定は、アにより措置した場合について準用する。

(11) 補助金の返還

区長は、前号の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長の指示するところにより、その補助金の返還を命ずる。第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、また同様とする。

(12) 違約加算金

ア 補助事業者は、第10号の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順じ遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ アにより違約加算金を計算する際の1箇年の日数は閏年にあっても365日とする。

ウ アにより違約加算金を納付しなければならない場合において、当該補助事業者の納付した金額が返還すべき補助金の額に達するまでは、その納付された金額はまず当該返還すべき補助金の額に充てられたものとする。

(13) 延滞金

ア 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 前号イ及びウの規定は、延滞金について準用する。

(14) 他の補助金等の一時停止等

区長は、補助事業者がこの要綱に基づく補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(申請の撤回)

第10条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定を受けた日から14日以内に交付申請の撤回をすることが

できる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しない状態で交付決定に係る区の会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を得たときは、区長が指定する日までに、東京都北区訪問看護師雇用支援事業実績報告書（別記第3号様式）及び事業実績報告書（別記第3号様式の2）を提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による実績報告の審査又は必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを調査し、適合すると認めるときは当該補助事業の実績に応じて交付すべき補助金の額を確定し、東京都北区訪問看護師雇用支援事業補助金交付額確定通知書（別記第4号様式）により補助事業者へ通知する。

(交付時期)

第13条 補助金は、前条に基づき額の確定があったとき、補助事業者の請求により交付する。

(請求)

第14条 補助事業者は、額の確定を受けた補助金を請求するときは、東京都北区訪問看護師雇用支援事業補助金交付請求書（別記第5号様式）を区長へ提出するものとする。

(委任)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、健康部長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年9月7日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月6日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

1 経費項目	2 対象経費	3 基準額	4 補助率
新規訪問看護師の給与費※1	新たに雇用した訪問看護師の雇用後2月（ただし、上限41日間とする。）に係る人件費（給料、報酬、賃金、法定福利費、福利厚生費、賞与及び手当を含む。）※2	1時間当たり 2,400円	1/2
新規開設訪問看護ステーションに勤務する訪問看護師の給与費※3	新規開設訪問看護ステーションに雇用されている訪問看護師の開設後2月（ただし、上限41日間とする。）に係る人件費（給料、報酬、賃金、法定福利費、福利厚生費、賞与及び手当を含む。）※4	1時間当たり 2,400円	

※1 別に定める期日までの間を始期とする雇用契約により、当該訪問看護ステーションの開設法人に初めて雇用された訪問看護師1人を対象とする。

※1及び3 法的人员基準上、常勤であり、かつ、当該訪問看護ステーションに専従して勤務する訪問看護師とする。

※2及び4 所定労働時間を超える労働に対する賃金、手当等を除く。

※3 別に定める期日までの間に開設した当該訪問看護ステーションの開設法人に雇用されている訪問看護師2人までを対象とする。